

生衛ひろしま

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター
〒 730-0856
広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル
TEL 082-532-1200
FAX 082-532-2210
URL <http://www.seiei.or.jp/hiroshima/>

〈今回の紙面〉

新しい年を迎えて.....	1
公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター 理事長	
新年のごあいさつ.....	2・3
広島県知事	
一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会 会長	
株式会社日本政策金融公庫広島支店 支店長	
栄えある生活衛生功労者の表彰.....	4
生衛組合だより.....	5
組合加入の呼びかけ	
クリーニング師研修会・従事者講習会.....	6
Sマーク（標準営業約款登録）について	
せいえいくん	
日本政策金融公庫からのお知らせ.....	7
広島県からのお知らせ.....	8

■ 新しい年を迎えて

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター
理事長 今井 誠 則



新年おめでとうございます。

皆様には、平素から生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上に向けご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年、新元号「令和」の始まりの年は、天皇陛下のご即位や、ラグビーワールドカップベスト8進出など明るい年でもありましたが、一方で相次ぐ台風が日本列島に大きな爪痕を残した年でもありました。今年は、災害もなく平穏で、元気で活躍できるオリンピックイヤーとなるよう願う次第です。

さて、われわれ生活衛生関係営業の景気の動向は「持ち直しの動きに足踏みがみられる」とされており、依然として零細経営事業者が多い生衛業としては、景気の停滞感が続く中、経営者の高齢化、後継者不足、消費税の引き上げ等の新たな制度改革への対応など、生衛業を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続いています。

生活衛生関係営業は、消費者の日常生活に最も身近な存在であり、私たちが生活していくうえで欠くことのできないサービスや商品を提供しており、このような時こそ、組合員の皆様が一致団結し、組織力を発揮することで、少子・高齢化社会や多様化する消費者ニーズなど、絶えず変化する社会的要請に、迅速・適切に対応し、経営の安定化を推進するとともに、消費者の利益の擁護を図りつつ、活力ある発展、振興を促進していかなければなりません。

こうした中、本年度も11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の活動の基盤強化や、組合のネットワークの拡充を図るため、(一社)全国生活衛生同業組合中央会を中心に、衛生活動の推進や組合に関する周知広報の推進などの事業が重点的に実施されております。

指導センターといたしましても、「衛生水準の確保・向上事業」を実施し、活動推進月間事業に積極的に協力していく中で、生衛業の皆様との連携をより一層深めながら、生衛業界の発展・向上に努めてまいります。

年頭にあたり、各広島県生活衛生同業組合、及び(一社)広島県生活衛生同業組合連合会の、ますますのご発展と組合員の皆様のご健勝とご多幸を祈念して新年のご挨拶といたします。

■新年のごあいさつ

広島県知事 湯 崎 英 彦



あけましておめでとうございます。

令和最初の新春を迎え、広島県生活衛生同業組合並びに広島県生活衛生営業指導センターの皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年は、天皇陛下が御即位され、平成から令和へ元号が改まり、新しい時代を迎えた年でした。

ラグビーワールドカップでは日本が初の決勝トーナメント進出を決めるなど、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツの明るい話題が多い年でした。

また、昨年 11 月には、ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇が、ローマ教皇としては 38 年ぶりに広島を訪問され、広島から全世界に、核兵器廃絶に向けて全ての国や人々が力を合わせて行動することや、被爆の実相を記憶にとどめ広げることの重要性を訴えられました。

北朝鮮によって繰り返されるミサイル実験、INF 全廃条約の失効など、核軍縮を取り巻く状況は厳しさを増しています。そのような中で、世界に強い影響力を持つローマ教皇のメッセージは、核兵器のない平和な国際社会の実現を願う我々を勇気づけました。

今年は、広島に原爆が投下されてから 75 年の節目の年を迎え、加えて、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。日本に世界から注目が集まるこの機会を捉え、各国の指導者やアスリートの方々に広島を訪問していただき、広島から核兵器廃絶に向けた力強いメッセージを発信していただけるよう、働きかけていきたいと考えております。

さらに、今年は、本県の長期総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」の最終年を迎えます。

本県では、県民の皆様が、仕事や暮らしに抱いている希望を実現できる「欲張りなライフスタイル」の実現を目指して、子育て環境の充実やイノベーションの推進による新たな産業の育成などに取り組んできました。

一方で、近年の社会環境の変化は激しく、昨年の流行語大賞の候補に「〇〇ペイ」や「キャッシュレス」が選ばれたことに象徴されるように、我々の日常生活にもデジタル化の大きな波が押し寄せてきており、それらへの対応が本県の行く末を左右すると考えております。

また、一昨年の豪雨災害や昨年の台風 15 号、19 号など自然災害が頻発化・激甚化しております。

今後の 10 年間に於ける県政運営の方向性を示す次期広島県総合計画では、こうした社会経済情勢の変化を考慮しながら、県民の皆様の不変の願いである「将来にわたって『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を目指してまいります。

本年も、本県行政への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ 新年のごあいさつ

一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会
会 長 佐々木 克己



あけましておめでとうございます。

生活衛生同業組合の皆様には、すがすがしい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、広島県生活衛生同業組合連合会の運営につきましては平素から格段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は生活衛生関係業者が大きく関係する、制度改正があった年でした。先ず、消費税増税に伴う軽減税率やキャッシュレス化ポイント還元に対する対応、次に、健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策の強化に向けた対応では、大変ご苦労されたことと思います。

更に、全国的にみると、台風等の自然災害は頻発し、甚大な被害をもたらしています。被災地では、今なお復旧の見込みが立たない多くの方がいらっしやいます。一日も早い回復を心から願っております。

さて、「広島県経済の動向」によりますと、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに拡大していると判断されています。消費増税後の消費動向については懸念がありますが、引き続き、多くの訪日外国人が広島を訪れており、更に、今年は東京オリンピックの年でもあり、生衛業界の活性化にとり、明るい話題であると考えております。

生衛業界を取巻く環境の変化は、目まぐるしいものがありますが、このような状況であるからこそ、生活衛生同業組合活動はますます重要性が増すものと考えております。

当連合会におきましては、広島県、広島市等行政機関のご指導のもと、(株)日本政策金融公庫、生活衛生営業指導センター等の関係機関のご協力を得ながら、組合活動の活性化対策を積極的に推進し、明るい活力ある地域づくりに貢献して参る所存です。

生活衛生同業組合におかれましても、組合活動の活性化に努めていただき、業界の発展と公衆衛生の向上を図っていただくようお願いいたします。

皆様方の更なるご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶と致します。

株式会社日本政策金融公庫 広島支店
支店長 阿部 正樹



令和 2 年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶申し上げます。

生活衛生同業組合の皆様には、日頃より日本公庫の業務におきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年を顧みますと、世界景気が全体的な勢いを欠くなか、国内景気は内需に牽引される形で緩やかな回復が続きましたが、消費税増税に伴う消費マインドの低下や幅広い業種での人手不足の深刻化などにより、中小・小規模事業者の方々を取りまく環境は依然として厳しい状況でありました。

地域経済におきましては、広島駅の再整備計画や J I サンフレッチェ 広島の新たな本拠地となるサッカースタジアムの新設計画が発表されるなど、新しい街づくりへの期待が高まりました。

本年の干支である子(ね)は子孫繁栄や拡大していくなどの意味があるようです。生活衛生関係営業の皆様方におかれましては、事業が順調に拡大し実り多い 1 年となることを願うものがあります。日本公庫におきましては、生活衛生関係営業の皆様方を支援すべく、振興事業促進支援融資制度の拡充や売上・集客アップをテーマとした経営課題解決セミナーの開催など、経営向上につながる対策を講じてきました。

本年も、生活衛生関係営業の振興・発展のため生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合など関係機関の皆様との連携を強め、皆様にお役立ていただけるよう取り組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様方にとりまして、ご発展とご繁栄の年となることを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

■ 栄えある生活衛生功労者の表彰

◆ 令和元年度 生活衛生功労者の表彰

厚生労働大臣表彰 (令和元年10月25日表彰式)

- 有 田 莊太郎 広島県喫茶飲食生活衛生同業組合 常任理事
- 有 安 英 雄 広島県飲食業生活衛生同業組合 副理事長
- 島 本 弘 之 広島県クリーニング生活衛生同業組合 常任理事

広島県知事表彰 (令和元年10月17日表彰式)

- 宮 地 長 光 広島県飲食業生活衛生同業組合 理事
- 川 西 清 司 広島県社交飲食生活衛生同業組合 副理事長
- 山 岡 伸 広島県喫茶飲食生活衛生同業組合 常任理事
- 海 生 敬 広島県興行生活衛生同業組合 副理事長



(一社) 全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰 (令和元年 10 月 25 日表彰式)

- 馬 場 眞示郎 広島県理容生活衛生同業組合 理事
- 池 田 誠 広島県美容業生活衛生同業組合 監事
- 藤 本 勇 次 広島県興行生活衛生同業組合 理事長
- 杉 原 文 規 広島県クリーニング生活衛生同業組合 事務局長
- 三 浦 裕 豊 広島県飲食業生活衛生同業組合 理事
- 青 澤 忠 純 広島県飲食業生活衛生同業組合 副理事長
- 大 串 修 二 広島県社交飲食生活衛生同業組合 専務理事
- 三 保 二 郎 広島県料理業生活衛生同業組合 副理事長

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会会長表彰 (令和元年 10 月 17 日表彰式)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| クリーニング組合 | 清 水 尚 樹 | 延 田 賢 治 | 桶 田 義 則 |
| 理容組合 | 若 山 芳 之 | | |
| 美容業組合 | 丸 山 由 佳 里 | | |
| 飲食業組合 | 野 田 実 | 五 反 田 秀 司 | 加 納 裕 毅 彦 |
| 料理業組合 | 大 西 崇 元 | | |
| 社交飲食組合 | 金 野 紀 子 | | |
| 喫茶飲食組合 | 中 野 功 | | |



■ 生衛組合だより

クリーニング組合

「第 1 回中国ブロッククリーニング事故防止関係者懇談会」が開催されました (R1.11.28)

- ・繊維製品の取扱表示の改正後の対応とクリーニング事故・苦情の変化等」について懇談
- ・繊維事業者（製造、販売）による講演と「事故事例と再発防止に向けた今後の協同」の在り方について、講演者、行政、組合関係者によるパネルディスカッションが行われました (広島県環衛ビル)



食肉組合

「ひろしまフードフェスティバル 2019」へ参加しました (R1.10.26 ~ 27)

食肉に関するパネル展示「お肉の Q & A」の配布などで広島牛を P R



試食コーナーでは、1,000 人分のお肉を用意し、多くの来場者で賑わいました (広島城周辺など)



美容業組合

来年度、「第 48 回全日本美容技術選手権大会」が広島県で開催されます



- ・令和元年 10 月 22 日 (火) に兵庫県で開催された「第 47 回全日本美容技術選手権大会」に参加し、来年度に広島で開催する大会の P R を行いました!!
- ・広島大会開催に向けて、組合員が一丸となって、技術の向上を目指すとともに、「おもてなし」のころをもつて、全国のみなさんをお迎えます

府中市生衛組合連合会

地域と連携！「2019 食博」が開催されました (R1.11.3)



府中焼きマンボ体操などのステージのほか、各組合うどん、喫茶などを出店されました

当日は、肌寒い曇り空でしたが、楽しいイベントと美味しい食で、大盛況でした (府中市お祭り広場など)



■ 組合加入のメリットを P R し、組織の強化と生衛業の振興発展のために生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合であり、組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

- ①金融公庫の有利な融資（低金利、融資限度額、貸付期間等）
- ②研修会・講習会への参加による技能の向上、知識の習得
- ③各種 共済、保険制度への加入
- ④行政や業界の情報を迅速に入手
- ⑤カラオケ・クレジット料金などの割引



■ クリーニング師研修会・従事者講習会

クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3年を超えない期間ごとに1回の研修等の受講が「クリーニング業法」で義務付けられています。

本年度の受講対象者は、平成28年度以前に研修等を受講された方と、これまで受講されていない方です。

開催日の10日前までに申込みができます。必ず受講してください。
(従事者講習会については、今年度の申込みは終了しています。)

①クリーニング師研修(福山会場、呉会場は、終了しました。)

開催日	会場
令和2年2月2日(日)	広島市 広島県環衛ビル9階

②業務従事者講習

講習は、通信教育です。
令和元年度の申込受付は終了しました。



呉会場 (R1.11.10)

■ Sマーク(標準営業約款登録)について

- 「Sマーク」は、消費者の皆様にご利用いただくときの安全・安心の目印です。
- 厚生労働大臣の約款に従って、安全・安心・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。
- 登録の対象となるお店は、理容店・美容店・クリーニング店・飲食店です。
- 理容店・美容店・クリーニング店・飲食店の皆さん！！
消費者のお店選びの目安となる「Sマーク」制度に登録し、安心と信頼のお店になりましょう。
- 金融公庫から有利な融資(運転資金)を受けることができます。



Sマーク登録促進月間
(令和元年11月)取組

- リーフレットの掲示(広島県、各市町、各保健所)
- ホームページ、広報誌等への掲載(広島県、尾道市、竹原市、府中町、熊野町、世羅町)
- スポット放送(RCCラジオ)

■ せいえいくん

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会
オリジナルの共済制度 **大好評**

せいえいくん

■お申し込み・お問い合わせは

- (一社)広島県生活衛生同業組合連合会
- 各生活衛生同業組合

■共済引受組合

つぎがるから、安心と成長を

広島県共済

広島県共済組合員部 電話 0120-708030

広島県共済 広島県中小企業共済同業組合 9753-0018 広島県共済本部 47 http://www.kyosei.co.jp

シニア型 共済掛金 [月々] **3,200円**
新規加入年齢/満60歳~満75歳
(満85歳まで継続可能)

**シニア世代の医療保障に
重点をおいた共済制度!**

- 緩和型の健康告知!
- がん入院は上乗せ給付
- 公的保険では対象とならないがん先進医療をお支払い!

■ 日本政策金融公庫からのお知らせ



「振興事業貸付」とは？

- 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただける融資制度です。
- ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

	設備資金	運転資金
ご融資額	1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内 (業種によって異なります)	5,700万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	20年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)
主な利率 (年利) ^(注)	特別利率C	基準利率

(注) 1. お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
2. 利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

振興事業促進支援融資制度も併せてご利用いただけます！

ご利用いただける方	引下げ利率	
	-0.15% (年利)	-0.30% (年利)
生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方	生活衛生同業組合等から確認を受けた「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しを提出された場合	左記に加え、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行い、「生産性向上に係る事業計画書」の写しを提出された場合

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先
 (行こうよ！公庫)
☎0120-154-505
 ※電話番号のお掛け間違いにご注意ください
 (受付時間:平日9時～19時【国民生活事業】)

■ 広島県からのお知らせ

なくそう受動喫煙！

令和 2（2020）年 4 月 1 日から、改正後の健康増進法及び広島県がん対策推進条例が全面施行となり、受動喫煙防止対策がより一層強化されます。

改正後の健康増進法の全面施行により・・・

多くの施設において、屋内が原則禁煙となります。

経過措置として、既存の経営規模の小さな飲食店については、次の 3つの条件 をいずれも満たす事業者に限り、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で飲食等をしながらの喫煙が可能となります。（この場合は、国が定める様式による届け出が必要です。）

- ①既存事業者：令和 2（2020）年 4 月 1 日時点で、営業している飲食店であること。
- ②資本金：資本金 5,000 万円以下であること。
- ③面積：客席面積 100 m²以下であること。

※20 歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立入りが禁止となります。

20 歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア（屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備）へは立入禁止となります。



改正後の広島県がん対策推進条例の全面施行により・・・

学校、児童福祉施設等の施設では、屋外喫煙所の設置ができなくなります。

子供が主たる利用者である学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等における屋外の喫煙場所の設置を不可とし、敷地内完全禁煙を義務付けています。

対象となる
施設などは

広島県 なくそう受動喫煙

検索

でご確認
ください。

受動喫煙の防止にご協力をお願いします。



【お問い合わせ】広島県健康福祉局がん対策課（☎082-513-3063）